

平成 29 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 ミネベアミツミ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員  
貝 沼 由 久  
(コード番号 6479 東証第1部)  
問 合 せ 先 常務執行役員 人事総務本部長  
松 田 達 夫  
(TEL 03-6758-6711)

#### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 26 年 5 月 30 日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の更新を決議し、同年 6 月 27 日開催の当社第 68 回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了することになります。

当社は、平成 26 年 5 月の旧プランの更新以降、買収防衛策に係る法令の改正動向や実務界の動向を含む様々な動向を検討してまいりましたが、当社に対して過去行われた濫用的買収者の事例を含めた不適切な買付行為の経験等を踏まえ、現時点におけるわが国の法制度、市場環境等を前提とすると、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるためには、旧プランを更新することが必要であると判断するに至りました。そこで当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本日開催の取締役会においては、本更新につき、独立

社外取締役を含む取締役の全員一致で承認可決がなされるとともに、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、その全員が本更新に賛同する旨の意見を述べております。

本更新に伴う旧プランからの主な変更点は、①基本的に、買収防衛策の発動に際し、株主意思確認総会（三 3. (1)「本プランの発動に係る手続」(f)に定義されます。以下同じとします。）の開催を求めることとしたこと、②その他形式的な文言等の変更を行ったこと、等です。

なお、平成 29 年 3 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 3「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

#### 一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらの中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企

業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 二 当社グループの企業価値の源泉及び本基本方針の実現に資する特別な取組み

### (1) 当社グループの企業価値の源泉

当社は、日本初のミニチュア・ボールベアリング専門メーカーとして昭和 26 年の創業以来、着実に事業展開を進め、昭和 46 年の米国工場稼働、昭和 48 年のシンガポール量産拠点の整備、昭和 57 年のタイ進出、平成 6 年の中国進出と、他のメーカーの中でもいち早く海外生産体制の構築に取り組みました。特に、シンガポールでの量産開始にあたっては、海外展開が早かったため、工場のインフラ整備、製品を効率的に一貫生産するための機械設備の開発・製造、その機械設備の工場内での効率的な生産活動に寄与する配置及びメンテナンス、治具・工具・金型の生産、ローカル従業員の教育等を、全て自力で行う必要がありました。タイ進出、中国進出に際しては、このようなシンガポールでの経験を基に、ものづくりの技術及び仕組みを各工場へ移転していくとともにそれらの仕組みのさらなる高度化をはかってまいりました。さらに平成 23 年のカンボジア進出では、これまでの経験に加え、タイを始めとするアジア地域での生産ネットワークの有効活用により、一層安定した供給力の確保を行います。

このような取組みの連鎖から、製品の設計・開発より金型及び加工・組立機械設備の製造・補修や部品の内製、組立に至る工程を自社内で完結する当社グループ独自の「垂直統合生産システム」が生まれました。この「垂直統合生産システム」は、現在、日本のマザー工場及び世界各国の製造開発拠点との間で有機的に結びついて成立しており、いずれの生産工場においても同じレベルの高品質製品を生産し、世界市場向けに安定して供給できる体制を提供するものです。この当社グループの「垂直統合生産システム」こそ他社の追随を許さない「超精密機械加工技術」とグローバルに展開する高度な「量産技術」、「整備された研究開発体制」、「大規模な海外量産工場」の基本となっています。これらの技術は半世紀以上にわたりノウハウとして蓄積され、当社グループの高い製品開発力の礎として幅広い基礎技術の集積となり、個々の従業員に承継され、現在の当社グループの企業価値の源泉となっております。

さらに、当社グループ内にある多種多様な基礎技術及び製品技術群の中から、いくつかの技術を融合することにより派生製品や新製品を生み出すことが可能になります。また、当社グループは、ボールベアリング、航空機用のロッドエンドベアリング及び HDD 用ピボットアッセンブリー等の機械加工製品、主力製品であるボールベアリングを搭載する回転機器製品、液晶用ライティングデバイス及びバックライトインバーター等の光学系製品、及び計測機器等多くの電子機器製品、インプットデバイスを生産しており、これら様々な製品の複合化によっても各種の派生製品や新製品を生み出すことが可能になります。このような「技術の複合化」や「製品の複合化」により新製品が生み出されることで、当社にとって新しい市場が生まれます。また、「技術の複合化」や「製品の複合化」による「生産技術の革新」は、当社グループに一層の競争力の向上をもたらします。これらに基づく「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の成果は、当社グループの業績の伸長に繋がり、企業価値の持続的な向上をはかることが可能となるものと考えております。

このように、当社グループの多種多様な技術、製品及び従業員が承継しているノウハウ等の企業価値の源泉を理解し、いたずらにこれら事業の有機的結合体を分断することなく、中長期にわたり総合的かつ持続的に活用していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主価値を向上させていくために極めて重要と考えております。

## (2) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組み

当社グループは次の「五つの心得」を社是としております。

- (一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
- (二) お客様の信頼を得なければならない
- (三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
- (四) 地域社会に歓迎されなければならない
- (五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この社是の下、当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するとともに、持続的な企業価値の向上をはかることを経営の基本方針としております。また、当社グループは、「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め、企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持などにおける様々な取組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

そして、当社は、平成 29 年 1 月 27 日を効力発生日として、ミツミ電機株式会社（以下「ミツミ電機」といいます。）との株式交換による経営統合を行い、「ミネベアミツミ株式会社」を誕生させました。当社グループは上記経営の基本方針に基づき、生産性を徹底して見直し、従来製品の一層の収益力の向上を目指します。また、機械加工製品技術とミツミ電機及び当社グループが保有する電子機器製品技術が融合された複合製品事業を拡大させていきます。加えて、製造、営業、技術及び開発の領域を越えた総合力の発揮により、「顧客要求対応力」と「価格対応力」の強化に努めます。さらに、地域的なリスク検討を行いながら、大規模な海外量産工場の展開とグローバルな研究開発体制を整備するとともに、M&A・アライアンスを通じて、収益力の向上、企業価値の拡大を積極的に進め、平成 33 年 3 月期には売上高 1 兆円または営業利益 1,000 億円を目指します。当社はこの目標達成に向け、会社経営に関する意思決定・業務遂行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するために内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

### (3) 諸施策実行に向けた体制の整備

#### ①□ 経営に関する意思決定・業務執行機関の整備

当社は、10 名の取締役により、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営・監督機能と業務執行機能の役割を明確にしております。なお、取締役 10 名のうち 2 名が社外取締役（企業経営者や弁護士）であり、これらの社外取締役において、その豊富な経験と見識に基づき、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進、取締役会の業務執行機関に対する監督機能の強化といった役割を担っております。また、監査役につきましては、監査機能の強化・充実をはかるため、全 4 名のうち 3 名を社外監査役（うち 1 名は常勤監査役）としております。監査役は、監査役会の開催や取締役会及びその他重要な会議への出席の他、会計監査人、内部監査室と連携をとり、国内事業所及び国内子会社並びに海外子会社等への監査を実施し、その専門的見地並びに財務及び会計に関する高い見識に基づき、取締役の職務執行の監査を行っております。

上記のほか、当社においては、取締役会の実効性評価を実施し、取締役会にお

いて慎重に分析結果を審議したうえ、全般的に取締役会は十分機能していることを確認しております。また、全ての取締役及び監査役を対象として、役割と責務を果たせるよう継続的に研修の機会を提供するとともに、取締役、監査役及び執行役員を対象とし、時宜にあったテーマの研修会を定期的を実施しております。さらに、新任の取締役、監査役には、社内外の研修の機会の提供に加え、当社の組織、業務、拠点等の情報収集ができるよう、海外を含めた主要拠点の視察や、拠点メンバーによる説明の機会を設けることにより、当社経営に対する適切な監視・監督が行われるよう努めております。

## ② 内部統制システムの整備

当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの整備の基本方針」に基づいて、コンプライアンス体制、情報保存管理体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制、グループ会社管理体制、監査に係る体制等を包括的に整備し、その強化に努めております。さらに、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ全体の取締役、執行役員及び従業員が法令・定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため「ミネベアミツミグループ行動規範」、「ミネベアミツミグループ役員・従業員行動指針」及び「コンプライアンス管理規程」を定めております。また、企業の社会的責任（CSR）につきましては、「ミネベアミツミグループのCSR基本方針」及び「ミネベアミツミグループのCSR実践に向けた活動方針」を定め、持続可能な社会の実現に向けた取組みを実践しており、CSR体制のさらなる強化並びに社内浸透を目的として、「社内CSR推進体制」を制定しております。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化をはかり、さらなる当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めていく所存であります。

## 三 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プラン更新の目的

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した本基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によ

って当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記1.「本プラン更新の目的」記載の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買取者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買取を実行してはならないものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買取を行う等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、当該買取者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランにおいては、新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

## 3. 本プランの内容

### (1) 本プランの発動に係る手続

#### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が 20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(e)に定義されます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名または捺印を行った代表者の資格証明（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限りま

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 1「独立委員会

<sup>1</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。



規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。)に送付するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会の双方に追加的に提供していただきます。

#### 記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者及び買付者等を被支配法人等<sup>9</sup>とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）<sup>10</sup>
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除く。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力（反市場勢力を含む。以下同じとします。）該当性及び反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

#### (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

<sup>9</sup> 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

<sup>10</sup> 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から 90 日間が経過するまで（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとし、

独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとし、買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、

(e) 独立委員会の勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受けまたは買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行

使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付者等による買付等が発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、かかる判断をした場合であっても、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間満了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施等の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、延長期間の合計は 30 日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会による本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告が行われた場合、実務的に開催が可能である限り、当該実施の是非に関して株主の皆様意思を確認するために、株主総会<sup>11</sup>（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催します。

この場合、当社取締役会は、遅滞なく、株主意思確認総会を開催する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示し、株主意思確認総会の開催のための手続に入るものとします。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記(e)に従い勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する

---

<sup>11</sup> 会社法第 295 条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合を含めて「株主総会」と記載しております。

会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、上記(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、適宜必要な決議を行うものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合にはかかる事実、延長期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

・ 発動事由その1

本プランに定められた手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

・ 発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

(a) 以下に掲げる行為等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社や当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針及び事業計画、買付等の後における当社グループの他の株主、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (d) 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社グループの顧客、グループ取引先等との関係を損なうこと等により、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

### (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

#### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

#### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

#### (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、原則として、1 円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1 ヶ月間から 6 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者<sup>12</sup>、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者<sup>13</sup>、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者<sup>14</sup>（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由<sup>15</sup>が

<sup>12</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>13</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

<sup>14</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

<sup>15</sup> 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」とい

存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

います。)が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本更新に係る手続

本更新は、本更新に関する議案について本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び修正または変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年5月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

#### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響



本更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

### (i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前営業日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

### (ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言並びに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権の行使価額として1個当たり1円を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがありま

す。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

#### 四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

##### 1. 本基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに本基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、本基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

##### 2. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

###### (1) 当該取組みが本基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために

必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、本基本方針に沿うものです。

**(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員  
の地位の維持を目的とするものではないこと**

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員  
の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

**① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

**② 株主意思を重視するものであること**

本更新は、本定時株主総会において株主の皆様  
に承認されることを条件として行われます。また、本プランは、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行う場合には、基本的に、本新株予約権の無償割当ての実施の是非について株主意思確認総会を開催し、株主の皆様  
の意思を確認するものです。

さらに、本プランには、有効期間を約 3 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様  
のご意思が反映されることとなっています。

**③ 独立性を有する社外取締役等の判断の重視と情報開示**

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動及び変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記三 3. (1)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社グループの企業価値ひいては株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様  
に情報開示をすることとされており、

当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 3. (1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三 3. (2)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記三 3. (1)「本プランの発動に係る手続」(d)②にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三 3. (5)「本プランの有効期間、廃止及び修正または変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役（選任される予定のものを含む。）、(ii)当社社外監査役（選任される予定のものを含む。）、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との直接または間接の協議・交渉
  - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

- ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
  - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
  - ⑧ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
  - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求めることができる。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
  - ・ 独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
  - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
  - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の 3 名であります。

村上 光鷗 (むらかみ こうし) 氏 当社社外取締役

昭和 15 年 2 月 8 日生まれ

略 歴	昭和 40 年 3 月	京都大学大学院法学研究科修士課程修了
	昭和 42 年 4 月	東京地方裁判所判事補
	平成 11 年 4 月	東京高等裁判所部総括判事
	平成 17 年 2 月	退官
	平成 17 年 4 月	京都大学大学院法学研究科教授
	平成 17 年 6 月	TMI 総合法律事務所客員弁護士 (現在に至る)
	平成 17 年 11 月	株式会社サンエー・インターナショナル 社外監査役
	平成 20 年 4 月	横浜国立大学大学院客員教授
	平成 20 年 5 月	当社独立委員会委員 (現在に至る)
	平成 20 年 6 月	当社社外取締役 (現在に至る)
	平成 22 年 4 月	大東文化大学大学院法務研究科教授

(注) 村上光鷗氏は社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
また、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

柴崎 伸一郎 (しばさき しんいちろう) 氏 当社社外監査役

昭和 33 年 12 月 2 日生まれ

略 歴	昭和 56 年 3 月	中央大学法学部卒業
	平成 元年 4 月	弁護士登録 井波・太田法律事務所
	平成 5 年 4 月	井波・太田・柴崎法律事務所に名称変更 パートナー
	平成 22 年 10 月	社団法人日本損害保険協会 (現 一般社団法人日本損害保険協会) 紛争解決委員 (現在に至る)
	平成 23 年 5 月	法律事務所ジュリコムに名称変更 パートナー (現在に至る)
	平成 24 年 4 月	東海大学医学部非常勤教授
	平成 26 年 6 月	当社社外監査役 (現在に至る)
	平成 27 年 4 月	東海大学医学部客員教授 (現在に至る)

(注) 柴崎伸一郎氏は社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
また、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

長崎 武彦 (ながさき たけひこ) 氏

昭和 18 年 5 月 31 日生まれ

略 歴	昭和 42 年 3 月	明治大学法学部卒業
	昭和 44 年 1 月	監査法人東京第一公認会計士事務所
	昭和 46 年 8 月	公認会計士登録
	昭和 63 年 7 月	太田昭和監査法人
	平成元年 5 月	同代表社員
	平成 12 年 4 月	監査法人太田昭和センチュリー (現 新日本有限責任監査法人) 常任理事
	平成 18 年 5 月	同副理事長
	平成 20 年 8 月	同シニア・アドバイザー
	平成 21 年 6 月	三愛石油株式会社 社外監査役 (現在に至る)
	平成 21 年 7 月	公認会計士長崎武彦事務所 (現在に至る)
	平成 21 年 9 月	当社独立委員会委員 (現在に至る)
	平成 22 年 4 月	独立行政法人国立がん研究センター監事 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター監事
	平成 28 年 10 月	第一生命保険株式会社 社外監査役 (現在に至る)

主な兼職 三愛石油株式会社 社外監査役、第一生命保険株式会社 社外監査役

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上



## 当社の大株主の状況

平成29年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりであります。

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,045	7.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	22,885	5.35
公益財団法人高橋産業経済研究財団	15,447	3.61
三井住友信託銀行株式会社	15,413	3.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	13,860	3.24
株式会社三井住友銀行	10,223	2.39
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,181	2.38
株式会社啓愛社	10,100	2.36
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	6,944	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	6,683	1.56

以上